

オーストラリア SBS 「実務規則」 SBS Codes of Practice

SBS 憲章 SBS Charter

SBS は 1978 年 1 月 1 日、「1942 年放送法」のもと、独立法定機関として設立された。1991 年 12 月 23 日に発効した「1991 年特別放送サービス法」(Special Broadcasting Service Act 1991) により、SBS は法人組織となった。この法律は SBS に対して、オーストラリアの人びとが議会を通じ、全国的な放送事業者としての SBS に求めるものを明確に示す憲章を制定している。

SBS の主な役割は、すべてのオーストラリアの人びとへの情報伝達、教育、娯楽となる多言語、多文化のラジオ、テレビ放送を提供し、それによってオーストラリアの多文化社会を反映することにある。

その重要な役割を果たすにあたり、SBS は次のことをしなければならない：

- (a) 多民族、アボリジニ・コミュニティ、トレス海峡島コミュニティを含むオーストラリアの多文化社会のコミュニケーション・ニーズに応えるよう貢献する。
- (b) 文化の多様性がオーストラリア社会の持続的な発展に貢献しているという意識を高める。
- (c) オーストラリアの人びとの文化的、言語的、民族的な多様性についての理解と受容を促進する。
- (d) 言語やその他の文化的技能の保存とさらなる発展に貢献する。
- (e) オーストラリアの人びとに対し、それぞれが好む言語で可能な限り、情報を伝え、教育し、楽しみを提供するようにする。

- (f) オーストラリアの多様な創造性を活用する。
- (g) オーストラリア公共放送(ABC)と公共放送セクターの果たす役割を特に重視し、オーストラリアのテレビ、ラジオ放送の総体的な多様化に貢献する。
- (h) テレビ、ラジオ放送の領域拡大に貢献し、多様な視点、革新的な表現様式を用いて、オーストラリア社会の変化を反映する。

ビジョンに関する声明

オーストラリアの生命あふれる多様性を伝える。

SBS の「実務規則」 SBS Code of Practice 前書き

SBS 役員会は「1991 年特別放送サービス法」10 項(1)(j)のもと、番組編成に関する「実務規則」を作成し、それらの規則をオーストラリア放送裁定委員会 (Australian Broadcasting Authority) に通知する義務がある。

また 10 項(1)(b)により、役員会は番組編成方針を立て、それを公表する義務がある。SBS の「実務規則」は、これらの条項および他の法的義務を充たすものである。

SBS は視聴者および聴取者に対する責任を自覚し、番組への意見を歓迎する。苦情処理方法に関する詳細は、第 7 項で述べている。さらに詳しい情報が必要な場合、また意見や苦情を正規の手続きで申し立てる場合は、この「業務規則」とは別のものとして、SBS への連絡方法を示した「簡略手引き」がこの「規

則」の表紙に記載されている。裏表紙には SBS 憲章と「放送原則」が記されている。

カーラ・ザンパティ 会長

目次

1. 序文
2. 一般番組の規則と方針
 - 2.1 偏見、人種差別、差別待遇
 - 2.2 言語と多様性
 - 2.3 集団や個人に関するアイデンティティ
 - 2.4 ニュース、時事問題
 - 2.5 宗教
 - 2.6 インタビュー、トークバック(電話による番組)、オーディアンスの反応
 - 2.7 プライバシー
 - 2.8 難聴、聴覚障害者のための字幕
3. テレビ分類規則
 - 3.1 序文
 - 3.2 暴力
 - 3.3 自殺
 - 3.4 性、ヌード
 - 3.5 言語、専門用語のバリエーション
 - 3.6 分類記号
 - 3.7 消費者へのアドバイス
 - 3.8 放送時間帯
 - 3.9 分類区分
4. 広告とスポンサー
5. コミュニティ情報
 - 5.1 一般
 - 5.2 ラジオ
6. 政治放送と選挙報道
7. SBS の番組に対する意見と苦情
 - 7.1 序文
 - 7.2 情報と意見
 - 7.3 苦情
 - 7.4 正規の手続きによる苦情の申し立て
 - 7.5 時間
 - 7.6 調査を行わない苦情

- 7.7 英語以外の言語による苦情申し立て
- 7.8 苦情に対する SBS の対応
- 7.9 苦情処理委員会
- 7.10 正規の手続きによる苦情への回答
- 7.11 正規の手続きによる苦情が認められた場合の SBS の対応
- 7.12 SBS の対応に不満な場合
- 7.13 非公式の苦情

補足 A

映画とコンピューターゲームの分類に関する映画・文学作品分類ガイドライン事務局

SBS サービス憲章

[以下では、この目次から、1 序文と、2 一般番組の規則と方針のうち、2.1 偏見、人種差別、差別待遇、の部分を選出する]

1. 序文

SBS「実務規則」には番組編成の手引きとなる SBS の原則と方針が述べられている。この規則は、「...すべてのオーストラリアの人びとへの情報伝達、教育、娯楽となる多言語、多文化のラジオ、テレビ放送を提供し、それによってオーストラリアの多文化社会を反映する」という SBS 憲章の主な役割を包含している。

多言語、多文化の全国放送という SBS の役割は、SBS をオーストラリア放送界で特別な存在であることを保障している。オーディアンスは、SBS のサービス全般に対し、オーストラリアの多様性の反映や、「オーストラリアの生命あふれる多様性を伝える」という SBS のビジョンに即した番組編成を期待することができる。

オーディアンスは広範な文化、価値観、視点に触れることで最高のサービスを受けると、SBS は考える。その結果、SBS の番組編成が

議論的となったり、挑発的であったり、あるときは一部の人のためにとって不快であったり、侮辱的であることもありうる。

SBS は、最終的に、バランスの取れた視点が得られるよう、注意深く、責任を持って多様性を提供する。SBS は、すべてのオーストラリアの人びとのためのものである。したがって、オーストラリア国内におけるさまざまな経験、ライフスタイル、見方、文化、言語を提示することをめざす。

SBS のテレビ放送とラジオ放送はそれぞれ異なる優先事項を持ち、SBS の目的達成のために互いに補完する役割を担う。しかしながら、番組編成に関する原則と方針はテレビ、ラジオに共通であり、特に示されていない限り、この「実務規則」は SBS のすべての放送とデータキャスト・サービスにも適用される。

SBS のニューメディア・コンテンツもまた、これらの規則に準じて選択され、開発される。インターネット上のデータは、苦情調査の目的に関しては、オーストラリア放送裁定委員会の管轄から除かれている。

2. 一般番組の規則と方針

2.1 偏見、人種差別、差別待遇

SBS は、人種、民族、国籍、ジェンダー、年齢、性的志向、宗教、身体的または精神的障害、職業的地位または政治信条に基づく個人または集団への偏見ある態度に対して、反対する。多様性を描写するという使命を堅持しつつ、先に述べた理由から、差別を明らかに黙認、許容、あるいは、助長する番組を放送しない。

SBS は、人種差別を、公平で調和の取れた、結束した社会を達成するうえでの大きな障害と見ており、それを排除する活動に取り組ん

でいる。SBS は、異文化コミュニティや人種問題全般における歪んだイメージを正すことをめざす。SBS は、オーストラリアの文化的多様性の現実を反映し、人種差別的態度を暴きだす番組を通して、このことを実現する。

SBS は、番組での個人あるいは集団のステレオタイプ化に反対し、または支持しないように保障することをめざす。

SBS は、異なる集団に属する人びとを多様な役割で提示し、単純なリプレゼンテーションを避けることで、ステレオタイプを排除するよう努める。

2.1.1 女性

SBS は、女性が社会で関与するさまざまな役割を反映する番組を通じて、女性の社会への貢献に対するより高い認識を促進することをめざす。

女性の描写で、性的なステレオタイプ、ジェンダーや人種のステレオタイプを創作したり、強化してはならない。女性の搾取を容認する番組は避けなければならない。

SBS は、女性が番組を演出し、制作し、提案する機会を提供する。すべての番組、とくに女性問題を扱う番組において、女性が高いレベルで参加することを求める。

SBS は、多様な文化や役割を反映することにより、ステレオタイプに挑戦する。SBS は、異なる文化集団が異なる女性観を持つことを理解する。SBS は、このような容認されている文化的価値に真っ向から挑戦する番組を放送することもある。

2.1.2 オーストラリア先住民族

「オーストラリア先住民族」とは、アボリジニの人びととトレス海峡島に住む人びとのことをいう。SBS は、先住民族社会の社会的、文化的、精神的規範を認識し、これらの社会内外での多様性を認める。SBS は、すべての

オーストラリアの人びとのあいだで、先住民族の文化、価値観、願いに対する理解を深め、促進することをめざし、和解へのゴールを支援する。

SBS は、すべての先住民族の多様で、変化するニーズに応え、オーストラリア先住民族にとって重要な現在の問題を取り上げる番組を、長期にわたって提供していくことをめざす。SBS は、そのような番組制作と放送に関するあらゆる点において、先住民族が最大限に関わるようになることをめざす。

SBS は、先住民族番組の制作、委託、放送において、先住民族の感性、文化的伝統、言語への適切な配慮を保障するように努力する。SBS は、先住民族コミュニティが自らの文化、言語、伝統を維持する必要性を認識し、それにかなう番組を制作することをめざす。

SBS は、先住民族とその問題を取りあげるメディアをめぐる多くの文化的問題に心を配る。

アボリジニの人びとやトレス海峡島の人びとの文化的慣習が、あらゆるメディアの番組やニュース報道で取り上げられることが重要である。先住民族の死別の儀式は地域独特である。最近死亡した先住民族の人びとを描写、または提示する番組、あるいは報道番組を制作するには、番組制作者、ニュース編集者、プロデューサーは責任を持って地域の慣習を確認し、観察する必要がある。死亡した先住民族の素材または音声については、適切などころで、前もって、警告を入れる。

番組制作者、プロデューサー、ジャーナリストは「アボリジニ・コミュニティとトレス海峡島民コミュニティに関する映画・テレビ制作のためのガイドライン」が収められている SBS の出版物、『大いなる視点』 *The Greater Perspective* (1997)を参照する。『大

いなる視点』は、オーストラリア先住民族を取り上げる際に、番組制作者、プロデューサー、ジャーナリストが順守すべき6つの原則を示している。これらの原則は番組制作者とプロデューサーにとって必要なこととして、次のように述べている。

- 先住民族に対する自分自身の偏見、ステレオタイプ化された信条、認識を意識化し、それに挑戦する。
- 先住民族に関わる事柄についての先住民族の見解は、非先住民族とは異なるかもしれないことを自覚する。
- 先住民族について番組を制作する際は、先住民族に相談し意見を求め、とくに、番組の対象となっている人に相談する。
- 先住民族との取引は、いかなる提案書のもたらす結果や、独立した法的アドバイスを求める彼らの権利に関係して先住民族に伝えるべきことを含み、先住民族に対して率直に誠意をもって行う。
- 先住民族の土地や文化的遺産を、番組のテーマと同様に、尊重する。
- 先住民族の文化に心を配り、番組を制作する以前に、また制作中に、関係する人びとから十分意見を聞き、交渉する。

(訳責：高橋恭子／鈴木みどり)

— 『fctGAZETTE』 No. 85 (2005年3月)掲載 —